

会 議 名	第9回双葉町復興整備協議会	
日 時	令和2年10月12日(月) 午後2時50分～午後3時10分	
場 所	福島県本庁舎5階 正庁	
復興整備事業	1. 双葉駅西側地区生活拠点等整備事業における、災害公営住宅等の設計業務の住宅コンセプトや配置計画に合わせた土地利用計画、都市計画の変更 2. 双葉駅西側地区生活拠点等整備事業の実施予定期間の延長 3. 中野地区復興産業拠点整備事業の実施予定期間の延長	
出 席 者	復興庁	福島復興局 参事官 石山 治之
	双葉町	建設課 課長 猪狩 浩
		復興推進課 主幹 田中 聖也
		建設課 主査 秋元 大輔
		建設課 福島県駐在員 鈴木 秀一
		復興推進課 副主査 黒木 アリシャ
		復興推進課 主事 四家 千里
	福島県	企画調整部復興・総合計画課 主幹 遠藤 玄
		企画調整部地域政策課 課長 星 正敏
		農林水産部農業担い手課 課長 小久保 仁子
		土木部都市計画課 課長 山田 毅
		土木部まちづくり推進課 課長 鈴木 勝徳
		相双農林事務所企画部 副主査 大友 裕紀

協議内容

1. 開会（進行：双葉町復興推進課 副主査 黒木 アリシャ）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開の有無について（公開）
- ・傍聴の注意事項
- ・議長紹介

双葉町復興整備協議会規約第7条及び第9条第1項の規定により、双葉町建設課長 猪狩が議長となる。

2. 議長あいさつ（議長：双葉町建設課 課長 猪狩 浩）

3. 現状と課題

（説明者：双葉町復興推進課 主幹 田中 聖也）

それでは、議事に入ります前に双葉町の現状と課題について、双葉町から説明させていただきます。

【別紙「現状と課題」により説明】

(議長：双葉町建設課 課長 猪狩 浩)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

4. 議事

(議長：双葉町建設課 課長 猪狩 浩)

それでは、双葉町から復興整備計画変更（案）概要について説明願います。

(説明者：双葉町復興推進課 主幹 田中 聖也)

双葉駅西側地区生活拠点等整備事業における、町の考え及びまちづくりのビジョンについて説明し、災害公営住宅等の設計業務の住宅コンセプトや配置計画等に合わせた土地利用計画、都市計画の変更について、変更部分を中心に説明。

また、中野地区復興産業拠点整備事業において、買収に至っていない用地の買収を継続して推進するため、実施予定期間を延長することについて説明。

(議長：双葉町建設課 課長 猪狩 浩)

ただいまの説明について、福島県都市計画課から何かご意見等ありますか。

(福島県土木部都市計画課 課長 山田 毅)

特に意見はございません。

(議長：双葉町建設課 課長 猪狩 浩)

ただいまの説明について、福島復興局の石山参事官、何かご意見等ありますか。

(福島復興局 参事官 石山 治之)

特に意見はございません。

(議長：双葉町建設課 課長 猪狩 浩)

その他の方、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長：双葉町建設課 課長 猪狩 浩)

以上で、議事を終了いたします。

本日協議しました「双葉町復興整備計画」については、10月14日（水）に双葉町ホームページ等で公表したいと考えております。

5. 閉会（進行：双葉町復興推進課 副主査 黒木 アリシャ）

【協議結果】

○双葉駅西側地区生活拠点等整備事業の実施にあたり必要となる土地利用計画、都市計画の変更及び実施事業期間の延長について、また、中野地区復興産業拠点整備事業の実施期間の延長について、異議ないものとして東日本大震災復興特別区域法第48条第9項の規定に基づき、双葉町復興整備計画の変更を公表することで、計画の変更があったものとみなす。